

【債】白井市ふるさと納税一括代行業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

白井市（以下「市」という）では、市のまちづくりに賛同し、応援しようとする人々から広く寄附金を募り、これを財源として寄附者の意向を反映した各種事業を実施することにより、魅力あるまちづくりに取り組んでいる。

令和2年度以降ふるさと納税による寄附額は、特産品である梨、フライパン、加工肉等への寄附により1億円で推移していたが、令和6年度は9千万円を下回るなど、寄附額が減少している。

各年度の寄附目標額を令和8年度の1億4千万円から毎年度1千万円増としているが、これを達成するためには、ふるさと納税に係る業務（寄附の受付、寄附情報の管理、返礼品の受発注、配送管理、事業者及び返礼品の新規登録等）の効率化を図るとともに、本市の取組に共感・応援してくれる寄附者を増やし、ふるさと納税を通じて市の魅力発信につなげられる委託業者を選定する必要がある。

本業務を委託するにあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザルにより契約の相手方となる候補者（以下「受託予定者」という）を特定するものとする。

2 業務名

【債】白井市ふるさと納税一括代行業務委託

3 業務場所

市が指定する場所

4 業務内容

別紙「【債】白井市ふるさと納税一括代行業務委託仕様書」のとおり

5 業務期間

契約締結の翌日から令和11年3月31日（土）まで

※契約締結の翌日から令和8年3月31日（火）までの期間を業務開始までの準備期間とする。準備に係る費用は、受託予定者の負担とする。

6 見積書の提案限度額

（1）年度ごとの提案限度額（消費税額及び地方消費税額を含む）

令和8年度 54,074,000円 令和9年度 57,934,000円

令和10年度 60,998,000円 合 計 173,006,000円

※年度ごとの提案限度額を超える提案は受け付けない。

※提案限度額は、代行業務委託料だけでなく返礼品調達費など立て替える費用を含むものである。

※寄附の目標額は、令和8年度：140,000,000円、令和9年度：150,000,000円、令和10年度：160,000,000円、総額：450,000,000円を見込む。

（2）代行業務委託料の提案限度額（消費税額及び地方消費税額を含む）
寄附金額の6.6%以内とする。

7 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていること

が証明される次のいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

(1) 金融機関等の保証書

(2) 履行保証保険証券

また、過去2年間に市、国（公社、公団、公庫等を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有し、かつ、本契約を確実に履行する者と認められるときは免除とする。

8 支払特約

前払い金 無

部分払い 有（11回）

※各年度四半期ごと、業務完了払いと合わせて計12回支払うものとする。

9 参加資格

参加申込書提出から受託予定者特定までの間に次の要件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）。

(2) 白井市入札参加適格者名簿の大分類「その他委託」、中分類「その他」に登録していること。

(3) 白井市建設工事等請負業者等指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。

(4) 白井市入札契約に係る暴力団排除要綱に定める除外措置要件に該当していないこと。

(5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者でないこと。

(6) 本実施要領公表日前6か月以内に手形、小切手を不渡りしていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(8) 情報セキュリティ、個人情報保護に関する第三者認証である ISO27001（ISMS 認証）又はプライバシーマークを取得していること。

なお、主たる業務を行う事業所等が取得している場合も可とする。

(9) 千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県又は茨城県に本店（社）、支店（社）又は営業所（出張所）を有する者。

(10) 過去5か年度（令和2年度～令和6年度）に地方公共団体において、ふるさと納税一括代行業務を1年以上履行した実績を有する者。

(11) 複数の事業者が共同で行う事業として本案件を受託することは可能であるが、提携した全事業者が（1）から（10）までの要件を満たしていること。

10 資料の交付

本プロポーザルに係る資料を、下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・【債】 白井市ふるさと納税一括代行業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・【債】 白井市ふるさと納税一括代行業務委託公募型プロポーザル様式集
- ・【債】 白井市ふるさと納税一括代行業務委託仕様書

(2) 交付方法

- ・白井市ホームページに掲載する。
下記のURLからダウンロードすること。
《URL》

<https://www.city.shiroi.chiba.jp/soshiki/somu/s07/miryoku11/16694.html>

11 スケジュール

参加申込から契約締結までのスケジュール

手続き等の名称	日程・締切	備考・提出書類等
実施要領等の公表	令和7年10月10日（金）から	
参加申込書提出期限	令和7年10月30日（木）17時まで	様式1～3
参加資格確認結果通知書 送付予定日	令和7年11月5日（水）	様式4
質問書受付期間	参加資格確認結果通知のあった日から 令和7年11月10日（月）17時まで	様式5
回答予定日	令和7年11月13日（木）	白井市ホームページに掲載
提案書等提出期間 （第1次審査分）	令和7年11月14日（金）から 令和7年11月20日（木）17時まで	様式6～8
第1次審査結果通知書 送付予定日	令和7年11月26日（水）	様式9
提案書等提出期間 （第2次審査分）	令和7年11月27日（木）から 令和8年1月7日（水）17時まで	様式10～12 提案書
プレゼンテーション 実施予定日	令和8年1月15日（木）	
結果通知書送付予定日	令和8年1月22日（木）	
受託予定者との協議	令和8年1月下旬	
見積書提出（予定）	令和8年2月上旬	
契約締結（予定）	令和8年2月中旬	

12 説明会

本業務及びプロポーザルに関する説明会は開催しない。

13 参加申込

(1) 提出書類（各1部）

- ・参加申込書（様式1）
- ・会社概要（様式2）

※IS027001（ISMS 認証）又はプライバシーマークを取得していることを示す
証書の写しを添付すること。

- ・業務実績票（様式3）
- ・契約実績を確認できる契約書等の写し
- ・会社のパンフレット等（任意）

(2) 受付期間

令和7年10月10日（金）から

令和7年10月30日（木）17時まで（郵送の場合は、必着）

（3）提出方法

担当課へ持参又は郵送により、提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡のうえ、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

14 参加資格確認の通知

参加申込書の内容について、参加資格を満たしているかを確認し、その結果を参加資格確認結果通知書（様式4）により、令和7年11月5日（水）にメール又はFAXで通知し、同日、原本を発送する。

また、参加が認められなかった者に対しては、参加を認めない理由を記載して通知する。

なお、参加が認められなかったことについて異議がある者は、参加資格確認結果通知書を受領した日から7日以内に必着で異議申立書（様式15）を担当課へ提出すること。

15 質問及び回答

本業務及びプロポーザルについて質問がある場合は、令和7年11月10日（月）17時までに質問書（様式5）をメール又はFAXにて担当課へ提出し、電話により担当課へ提出したことを連絡すること。

質問についての回答は、令和7年11月13日（木）までに白井市ホームページ内に掲載する。

回答内容については、競争条件及び契約内容に含むこととする。

16 参加辞退

提案者として認定されてから、第2次審査までの間にやむを得ない事情により参加を辞退する場合は、辞退届（様式14）を提出すること。

なお、辞退することにより今後市から不利益な扱いを受けることはない。

17 評価方法及び評価基準

（1）評価方法

第1次審査（業務実績等による客観評価）及び第2次審査（プロポーザル選定委員会による提案書及びプレゼンテーション内容の評価）によって行う。

（2）評価基準

別表1のとおり

18 第1次審査

実施体制・実績を書類審査し、第2次審査へ進む者（以下「第1次審査通過者」という。）を上位5者選定する。

（1）提出書類（各1部）

- ・提案書等提出届（第1次審査分）（様式6）
- ・業務実施体制票（様式7）
- ・配置予定者調書（様式8）

（2）受付期間

令和7年11月14日（金）から

令和7年11月20日（木）17時まで（郵送の場合は必着）

（3）提出方法

担当課へ持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡のうえ、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

19 第2次審査

第1次審査通過者を対象に提案書によるプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの会場・日時については、第1次審査通過者に別途連絡する。

(1) 提出書類

- ・提案書等提出届（第2次審査分）（様式10）
- ・提案書 ※作成方法については、別表2のとおり。
- ・見積書（様式11）及び見積金額内訳書（様式12）

(2) 受付期間

令和7年11月27日（木）から

令和8年1月7日（水）17時まで（郵送の場合は、必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、担当課に電話連絡のうえ、持参予定日時を調整すること。

※郵送の場合は、配達記録が残る方法で郵送すること。

(4) プレゼンテーションについて

提案書に基づき20分以内で行うこと。その後、質疑応答が概ね10分の合計30分程度とする。

説明にあたっては、パソコン及びプロジェクター等の使用を認める。なお、プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは市が用意する。

20 結果の通知

(1) 第1次審査

第1次審査通過者には、プロポーザル第1次審査結果通知書（様式9）及びプロポーザル第2次審査についての通知を送付する。

その他の者については、プロポーザル第1次審査結果通知書（様式9）のみを送付する。

(2) 第2次審査

プロポーザル第2次審査結果通知書（様式13）により、受託予定者名と点数、次点者名及び自己の点数を通知する。

※第1次審査及び第2次審査の結果に異議がある者は、第1次審査及び第2次審査結果通知書を受領した日から7日以内に必着で異議申立書（様式15）を担当課へ提出すること。

21 結果の公表

(1) 受託予定者については白井市ホームページ内に掲載する。

(2) 受託予定者を特定した過程や評価結果については、白井市情報公開条例に基づき対応する。

22 契約の締結

(1) 市は受託予定者と業務の詳細等を協議のうえ、見積書を徴取し契約を締結する。

(2) 受託予定者に事故があり見積書の徴取が不可能となった場合、又は受注予定者との協議が整わない場合、市は次点者と業務の詳細等を協議のうえ、契約を締結する。なお、受託予定者と契約が締結された場合、市は次点者へ速やかに連絡する。

- (3) 原則として、契約金額は提案時に提出された見積金額を超えることはできない。ただし、寄附額が想定額より上回る場合や設計及び仕様内容等に追加があった場合には、この限りではない。

23 その他留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
- ・受託予定者特定までの間に参加資格を満たさなくなった場合。
 - ・審査の公平性を害する行為があった場合。
 - ・本要領に規定する提出書類の提出方法、提出先、提出期限を満たさない場合。
 - ・指定する様式及び記載に関する留意事項等が守られていない場合。
 - ・提出書類の記載に虚偽の記載があった場合。
 - ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部の記載が漏れている場合。
- (2) 提案者が1者となった場合には、プロポーザルを中止する場合がある。
- (3) 書類の作成、提出及びプレゼンテーションに係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。
- (5) 市は提出された提案書類について、受託予定者の選定以外の目的で提案者に無断で使用しないこととする。ただし、情報公開請求があった場合は白井市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (6) 提出期限以降における提出書類の差換え及び再提出は認めない。
- (7) プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情があるときは、プロポーザルを延期、又は中止することがある。この場合において、提案者は異議を申し立てることはできない。
- (8) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。
- (9) 第2次審査の結果、1位の者を決定したとしても、その者の評価点が市の定める基準を超えない場合、受託予定者とししない。
- (10) 市は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組んでいるため、受託予定者となった場合は、市の方針や取組等を十分に理解し、本業務を行うにあたっては、温室効果ガスの排出抑制等に努めることとする。

24 提出及び問合せ先（担当課）

本要領で定める提出物の提出先及び質問等の問合せ先は下記のとおりとする。

〒270-1492

千葉県白井市復1123

白井市役所総務部秘書課広聴・魅力発信係（本庁舎3階）

電話 047-401-6913

FAX 047-491-3510

E-mail miryoku@city.shiroi.chiba.jp

別表 1 評価基準等

第 1 次審査 提出書類 (1) 提案書等提出届 (第 1 次審査分) (様式 6)

(2) 業務実施体制票 (様式 7)

(3) 配置予定者調書 (様式 8)

評価項目	評価の視点	配点
業務実施体制	・業務責任者(担当者)を設置するなど、課題や要望に対して素早い対応が可能な実施体制となっているか。	50
業務実績	・ふるさと納税管理業務について十分な実績があるか。 ・市と同規模以上の寄附金額を有する自治体での業務実績があるか。	50

第 2 次審査 提出書類 (1) 提案書等提出届 (第 2 次審査分) (様式 10)

(2) 提案書 (任意様式)

(3) 見積書 (様式 11) 及び見積金額内訳書 (様式 12)

評価項目	評価の視点	配点
1 実効性・実現性	・市の現状を理解したうえで具体的な目標や計画を掲げた業務計画が整備されているか。 ・提案された業務計画は実現可能な内容となっているか。	20×5
2 寄附者情報の管理及びセキュリティ	・随時閲覧可能な寄附管理システムを提供することができ、ポータルサイト以外の寄附申込についても一元的に情報処理が可能であり、その事務フローが適切か。 ・個人情報等の取扱いに十分考慮されており、個人情報、寄附情報について漏えいや盗難を防ぐための適切な対策が講じられているか。	10×5
3 ポータルサイトの充実	・各ポータルサイトの特性や SEO 対策、有効なプロモーションについて十分な知見を有しているか。 ・知見やアイデアを活かし自治体紹介ページ及び返礼品ページの充実ができるか。	10×5
4 返礼品の開発	・返礼品の開発を行う体制と実績を有しており、総務省の制度趣旨に則った、返礼品候補となり得る魅力的な商品やサービスを把握し、返礼品増加に向けた具体的な提案が含まれているか。	10×5
5 返礼品事業者への対応	・既存返礼品の改善や新規返礼品の登録等、返礼品事業者からのあらゆる相談に応じられるサポート体制が整えられているか。	10×5
6 寄附者等からの問い合わせ対応	・返礼品に対する苦情や発送状況等、寄附者等からの多様な問い合わせ及びクレームに対し、柔軟かつ迅速に対応することができるか。	10×5

	・対応マニュアルを整備する等、特にクレームの再発防止に向けた改善策を適切に施すことはできるか。	
7 寄附者への関係書類の発送	・お礼状、受領証明書、希望者に対するワンストップ特例制度に基づく申請書等の発送を寄附後、概ね2週間以内に送付できるか。	10×5
8 自社の優位性	・市の業務効率化、経費削減、寄附金額増加に向けた事業者独自の提案が具体的に示されているか。	20×5
9 見積額	・他者と比べて安価であるか。 ・適切な範囲内での見積額であるか。	150

第1次審査 100点

第2次審査 500点＋150点（見積額）

合計（満点） 750点

別表2 提案書作成方法

- （1）作成にあたっては日本語を用い、通貨は日本円とすること。
- （2）提案書は代表者印を押印した正本1部と、提案者名等が特定できる名称やロゴマーク等を使用していない副本6部をそれぞれファイルで綴じて提出すること。
- （3）提案書の様式は任意とするが、用紙はA4、評価基準の項目順に提案を記載し、表紙等を含めて20ページ以内でページ数を表示すること。
- （4）見積書の金額は税込で記載し、見積上限額の範囲内であること。